

議案第 36 号

南あわじ市下水道事業審議会条例制定について

南あわじ市下水道事業審議会条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市下水道事業審議会条例

(設置)

第1条 下水道事業の健全な運営に関し必要な事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、南あわじ市下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議し、必要に応じて市長に意見を述べ、又は答申を行う。

- (1) 下水道事業の運営及び管理に関する重要事項
- (2) 下水道使用料の設定、改定その他見直しに関する事項
- (3) 市長の諮問に応じて行う答申に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的な知識を有する者
- (3) 住民を代表する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、審議会の所掌事務を遂行するために特に必要があると市長が認める者

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長に共に事故があり、又はこれらの者が共に欠けたときの会議は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、まちづくり建設部下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員を委嘱した日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 南あわじ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年南あわじ市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

下水道事業審議会	会長	日額 15,000 円
	委員	日額 8,000 円

